

登録業者のみなさま

物品購入等関係事務における押印について

行政手続きの押印見直しに伴い、物品購入、修繕、印刷物、業務委託、賃貸借（いずれも建設工事関係を除く）関係事務において、令和3年8月より押印を不要としております。

なお、契約書、請書は従来どおりです。

☆ 押印が不要となったもの（主なもの）

入札書、委任状、辞退届、見積書、着工届、完了届、履行期限延長承認申請書、請求書等

※請求書の押印廃止については、ホームページの「請求書等の押印省略について

(<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/54/44608.html>)」をご覧ください。

☆ この内、見積書、着工届、完了届 履行期限延長承認申請書は、
担当者名と連絡先電話番号を必須項目としますので、記載をお願いします。

※今回の改善は、押印を各種書類及び様式の必須事項としないもので、押印を禁止するものではありません。

財政課用度係

電話 0848-38-9324